厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書
てんかんの地域診療連携体制推進のためのてんかん診療拠点病院運用ガイドラインに関する研究

てんかん診療コーディネーターに関する調査

研究分担者：宮本雄策　聖マリアンナ医科大学　小児科
研究協力者：中川栄二　国立精神・神経医療研究センター病院　てんかんセンター

研究要旨　てんかん診療コーディネーターに関する調査
てんかん地域診療拠点のてんかん診療コーディネーターに保有資格について調査を行った。てんかん診療コーディネーターは国家資格が必須とされ、様々な職種がコーディネーターを担当していたが、多くの施設で常従来の業務に加えて兼務が行われていた。また、保有資格により主たる業務が異なることや、従来のソーシャルワーカー業務との差別化が明確となっていない実態もある。てんかん診療コーディネーターの役割は、てんかん診療拠点施設において、てんかん診療が円滑に行われるような医療側と患者側の調整である。要件としては、①てんかん診療拠点施設に従事するもの、②社会保険制度、社会福祉制度に関する基本的な知識をもつもの③てんかんに関する基礎知識をもつもの、④患者側の不安や心理的ストレスに対する初歩的な心理相談能力をもつもの、⑤医療・福祉に関する国家資格を保有するもの、である。てんかん診療コーディネーターの役割をより具体化し、講習会、研修会を行いながら、てんかん診療コーディネーター認定制度をさらに整備していく必要がある。

A. 研究目的

厚生労働省の「全国てんかん対策地域診療連携体制整備事業」は、モデル事業としててんかんが国の施策に盛り込まれた初めての事業で画期的な出来事であった。8 つの県で地域拠点機関が選ばれて事業が開始された。平成 30 年度からは、本事業として全国てんかん対策地域診療連携体制整備事業として継続発展し、13 の診療地域拠点機関が選ばれ、てんかん診療地域連携体制の確立を目指して本事業の初年度が開始した。

令和元年度は、2 つの県で拠点施設が認可され、15 の拠点となった。令和 2 年 3 月末には、さらに 2 つの地域での拠点が認可され、17 のてんかん地域診療拠点が整備・構築された。令和 2 年度には更に 4 施設がてんかん地域診療拠点施設が整備され、令和 3 年 1 月現在、全国に 21 箇所の拠点機関ならびに 1 箇所の全国拠点機関（NCNP）が指定されている。

本事業における、てんかん診療支援コーディネーターの要件は、当該拠点機関に従事する者であって、精神障害者福祉に理解と熱意を有すること、てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する能力を有すること、医療・福祉に関する国家資格を有することである。コーディネーターは、関係機関（精神保健福祉センター、管内の医療機関、保健所、市 町村、福祉事務所、公共職業安定所等）との連携・調整を図ることが、業務として掲げられている。しかしながら事業を進めるにあたり、てんかん診療支援コーディネーターの具体的な業務についての規定がなく、コーディネーターの在り方、研修、講習制度、認定制度の整備などの要望が多くなってきた。全国てんかん対策地域診療連携体制整備事業の一環としててんかん支援コーディネーターの実態と課題について調査を行なってきた。

平成 30 年度全国てんかん対策連絡協議会アンケート(調査期間:2019 年 1 月 12 日～2 月 17 日）では、コーディネーターは国家資格が必須とされたが、相談内容と人選の点、費用の点でいずれの施設も非常に苦労しており、常勤での専任は困難である。看護師等の時間採用や、サポートセンターや MSW などの他の業務との併任が現実的と思わ

れる。一方、コーディネーターは、どこまで立ち入ってよいかも問題であり、診療行為との線引きは困難であり、あるいは非常に時間がとられて他の診療業務ができなくなってしまう等の問題点が明らかになった。期待される職務としては、①てんかんで使える医療福祉制度の説明、書類記入の援助、②運転免許取得条件などの説明、③専門医療施設や転院先の紹介、④手術や検査入院の費用の概要、⑤手術適応のための検査の説明、⑥てんかんと言われたときなどの気持ちの傾聴と寄り添い、⑦治療方法のおおまかな説明：薬物療法、手術療法、ケトン食療法、ACTH などのホルモン療法、ガンマグロブリンなどの免疫療法について説明ができることが望まれるなどの意見が出された。

上記の全国てんかん対策連絡協議会アンケートを踏まえて、令和元年度の報告では全国 15 のてんかん地域診療拠点のてんかん診療コーディネーターに業務実態調査を行い、課題と問題点を明らかにし、今後のてんかん診療コーディネーターの具体的な職務、研修、講習、認定制度への足掛かりとなる資料を提供した。

令和 2 年度は令和元年度の報告で明らかにされた研修、講習、認定制度をもとに、今後コーディネーターを増員し、制度を発展させていくためにコーディネーターの要件とされている国家資格について調査し考察した。

B. 研究方法

令和 2 年 10 月時点における全国 21 のてんかん地域診療拠点機関及び全国拠点施設のてんかん診療コーディネーターを対象にアンケートを行った。アンケートは質問紙をメールで送付し、FAX 及びメールにて回収した。アンケートは 2020 年 12 月から 2021 年 1 月にかけて行った。

（倫理面への配慮）

本調査では患者の個人情報の収集を行っていない。また、利益相反はない。

C. 研究結果

（1）アンケート対象機関

北海道：札幌医科大学附属病院、宮城県：東北大学病院、栃木県：自治医科大学病院、新潟県：西新潟中央病院、長野県：信州大学医学部付属病院、山梨県：山梨大学医学部付属病院、茨城県：筑波大学附属病院、埼玉県：埼玉医科大学病院、千葉県：千葉県循環器病センター、神奈川県：聖マリアンナ医科大学病院、静岡県：静岡てんかん・神経医療センター病院、愛知県：名古屋大学病院、石川県：浅ノ川総合病院、大阪府：大阪大学病院、徳島県：徳島大学病院、岡山県：岡山大学病院、広島県：広島大学病院、鳥取県：鳥取大学、長崎県：長崎医療センター病院、鹿児島県：鹿児島大学病院、沖縄県：沖縄赤十字病院、全国：国立精神・神経医療研究センター病院

21 地域施設（1 全国拠点施設）

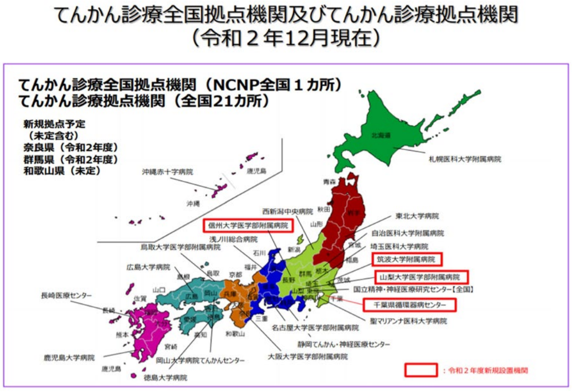

図 1

（2）調査期間

2020 年 12 月 22 日～2021 年 1 月 15 日。

（3）アンケート内容

・勤務施設名・在籍コーディネーター数
・保有資格
・最も時間をかけている業務
・保有資格はコーディネーターにふさわしいか
・増員する場合望ましい保有資格

(4) 21 施設のコーディネーターから回答を得た。（1 例の施設からは「まだ活動が軌道にのっていない」という理由で、回答を控えたいと返答があった。）

（5）アンケート結果

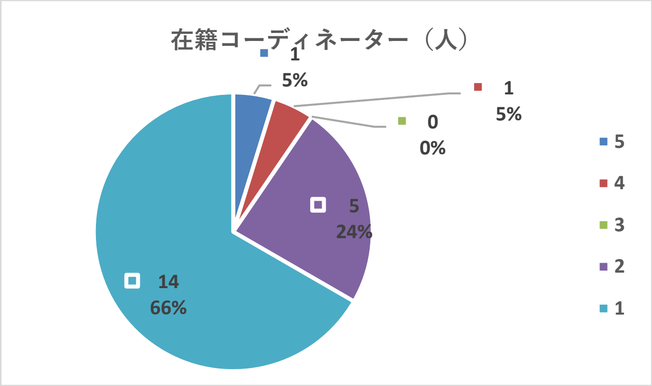

図 2

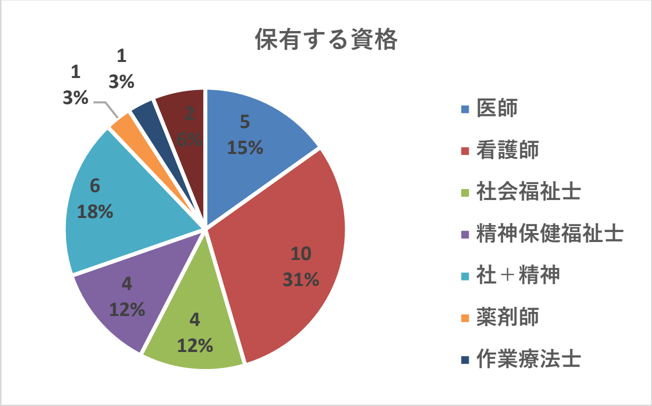

図 3

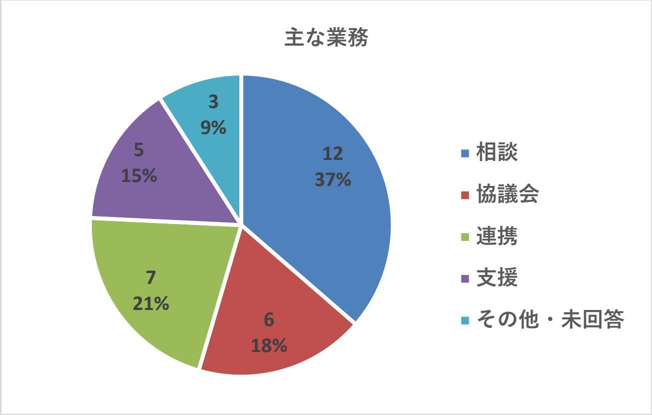

図 4

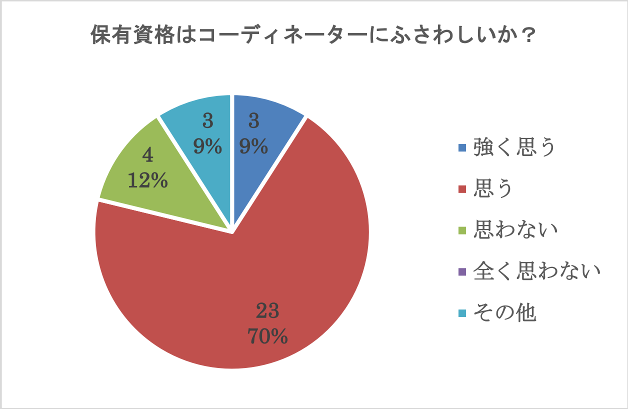

図 5

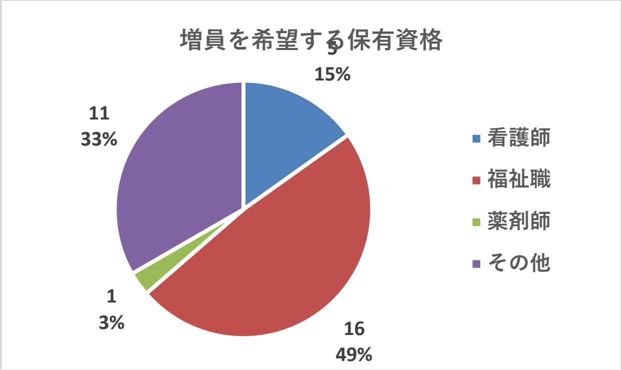

図 6

在籍コーディネーターの人数では、1 名の機関が 14 施設、2 名が 5 施設、4 名が 1 施設、5 名が 1 施設という結果であった（図 2）。コーディネーターの保有資格については、33 名のコーディネーターのうち、医師が 5 名、看護師が 10 名、社会福祉士が 4 名、精神保健福祉士が 4 名、社会福祉士と精神保健福祉士を併せ持つものが 6 名、薬剤師が 1 名、作業療法士が 1 名、不明・未回答が 2 名であった（図 3）。コーディネーターの業務については、主な業務を①相談業務②協議会運営業務③連携・調整業務④勤務施設における患者支援業務（退院転院調整など）に分類して調査したところ、相談業務が 12 名、連携業務が 7 名であった（図 4）。医師・看護師 15 名のうちでは、連携業務が 6 名、協議会業務が 4 名であったのに対して、福祉職 14 名のうちでは、相談業務が 6 名、支援業務が 5 名であった。自身の保有する国家資格がコーディネーターにふさわしいと思うかという質問に対しては、強く思う・思う合わせて 26 名、思わないが 4 名であった（図 5）。思わない 4 名の内訳は医師 2 名・看護師 2 名であった。
自由記載としての回答では、「コーディネーター

としての雇用が困難であり兼任とならざるを得ない」「雇用しやすい職種で良い」「人手がなく医師が兼務している」「具体的な業務を規定して欲しい」「他施設のコーディネーターと連携がとりたい」「もともとソーシャルワーカーの業務と重なる部分が多い」「全国拠点施設で主催されている研修会は大変為になった」「認定制度となると良い」などの意見が寄せられた。
　以上より、診療拠点機関におけるコーディネーターは、コーディネーターとして独立した雇用が困難であり兼任が多く、その保有資格により業務内容に偏りはあるものの多様な業務に従事していることが分かった。

D. 考察

てんかん地域診療拠点のてんかん診療コーディネーターは国家資格が必須とされるが、相談内容と人選の点、雇用費用の点でいずれの施設も非常に苦労しており、常勤での専任は困難である。今年度の調査では保有資格とコーディネーター業務について調査を行った。医師としてコーディネーターを務める5名のうち2名が「自身の資格はコーディネーターにふさわしくない」と回答しており、うち1名は自由回答として「人手不足でやむを得ず兼務している」、増員が望ましい資格については「採用しやすい資格の人を」との意見を寄せた。一方で福祉職（社会保険福祉士及び精神保健福祉士）からは、「元々ソーシャルワーカー業務とコーディネーター業務は役割が重なる部分が多く、コーディネーターの兼務によって業務内容は変わっていない。」という回答が複数あった。
　てんかん診療コーディネーターの役割は、てんかん診療拠点施設において、てんかん診療が円滑に行われるような医療者と患者側の間の調整である。要件としては、①てんかん診療拠点施設に従事するもの、②社会保険制度、社会福祉制度に関する基本的な知識をもつもの③てんかんに関する基礎知識をもつもの、④患者側の不安や心理的ストレスに対する初歩的な心理相談能力をもつもの、⑤医療・福祉に関する国家資格を保有するもの、である。てんかん診療コーディネーターの役割・職務をより具体化するため、講習会、研修会が開催され、令和2年よりてんかん診療コーディネーター認定制度が運用されている。この認定制度の普及により、従来の業務内容に加えてコーディネーターらしい業務が質、内容ともに増加すると予想される。今後もてんかんについて知識を持ち、てんかん患者が直面する問題への理解を持ったコーディネーターの存在は重要になってくると思われ、認定制度充実とコーディネーターの増員が今後も重要である。

E. 結論

てんかん地域診療拠点のてんかん診療コーディネーターに保有資格についてのを行った。てんかん診療コーディネーターは国家資格が必須とされるが、専任が困難であることが確認された。また従来の業務との差別化が不十分な現状も伺えた。てんかん診療コーディネーターの役割・職務は、てんかん診療が円滑に行われるような医療者と患者間の調整である。てんかん診療コーディネーターの具体的な役割、研修制度、認定制度のさらなる整備を進めていく必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし